

大和市役所 環境マネジメントシステム  
やまと EMS ガイドライン



< 第 8 版 >

令和 8 年 4 月

大和市 環境共生部 環境総務課

【やまと EMS 事務局】

## 第8版の主な変更点

1. EMS シートを廃止し、次の対応を実施します。

①環境配慮行動の実践は、大和市環境配慮指針(市行政編)に掲げる具体的な取組みを実践し、実践状況について、やまと EMS 事務局から課長以下の全職員に対して、自己点検アンケート調査を実施します。

②各課等における関係環境法令の把握、環境配慮に関する職員研修や、緊急時の対応手順(概要)については、「環境方針(掲示用)」に記載し、職員に周知します。

③委託業者、指定管理者への環境配慮の要請は、シート等による管理を廃止します。

④環境管理推進員(課長等)による評価は、やまと EMS 事務局からの「取組・推進調査」により報告します。

なお、やまと EMS 事務局への取組みの報告は、四半期ごとから半期ごとにします。

2. EMS シート廃止に合わせた内部環境監査方法に変更します。

①「是正」や「観察」、「優良事項」の指摘や点数化を廃止し、内部環境監査員の講評によるものとします。

②優良表彰は、廃止します。

# 目 次

「やまと EMS ガイドライン」について	1
I 共通項目	
1 やまと EMS の概要	1
1-1 なぜ環境への取組みとその管理が必要なのか	1
1-2 環境マネジメントシステムとは	1
1-3 やまと EMS とは	2
1-4 やまと EMS の運用フロー	3
2 推進体制	4
3 方針・目標(Plan)	6
3-1 環境方針を制定します	6
3-2 取組内容決めます	7
4 実施(Do)	8
4-1 環境方針及び環境配慮指針(市行政編)に基づく行動を実践します	8
4-2 研修等を実施します	8
4-3 委託業者及び指定管理者に対し環境配慮を要請します	8
4-4 市民等の意見に耳を傾けます	8
4-5 関係文書を適正に管理します	8
5 点検・評価(Check)	9
5-1 環境管理推進員は、課等の取組状況を自己点検します	9
5-2 環境管理委員会が確認します	9
5-3 内部環境監査を実施します	9
5-4 大和市役所の事務・事業に係る温室効果ガス排出量及び環境基本 計画年次報告書を公表・報告します	9
6 見直し(Action)	10
6-1 最高責任者の支持を新たな目的、目標及び活動に反映させます	10
6-2 活動を振り返り、新たな目的、目標及び活動に反映させます	10

## Ⅱ 組織マネジメント

1	最高責任者(市長)	…	11
(環境経営組織)			
2	環境管理委員長(主管の副市長)	…	12
3	環境管理副委員長(やまと EMS 所管の部長)、環境管理委員(12 部長)	…	13
(環境活動組織)			
4	環境管理統括責任者(部長等)	…	14
5	環境管理推進員(課長等)	…	15
6	補助員(担当職員)	…	17
(環境監査組織)			
7	内部環境監査委員長(他の副市長)	…	19
8	主任内部環境監査員(課長等)、内部環境監査員(担当職員)	…	20
9	やまと EMS 事務局	…	21

## Ⅲ 内部環境監査

1	内部環境監査の概要	…	23
2	監査の準備と実施	…	24

## 「やまと EMS ガイドライン」について

本ガイドラインは、「やまと EMS」の実施方針及び実施内容を定めるものです。  
実施内容の詳細については、「やまと EMS ハンドブック」において補足しています。

### ◆ I ◆ 共通項目

## 1 やまと EMS の概要

### 1-1 なぜ環境への取組みとその管理が必要なのか

近年、気温上昇の影響と考えられる大雨や干ばつなどが世界の至るところで発生し、動植物などの生態系にも影響を及ぼすなど、地球温暖化問題は深刻なものとなっています。

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動に伴う化石燃料の燃焼による温室効果ガスの増加が原因の一つと考えられています。つまり、地球規模の大きな問題であっても、その原因に私たちは深く関わっているのです。

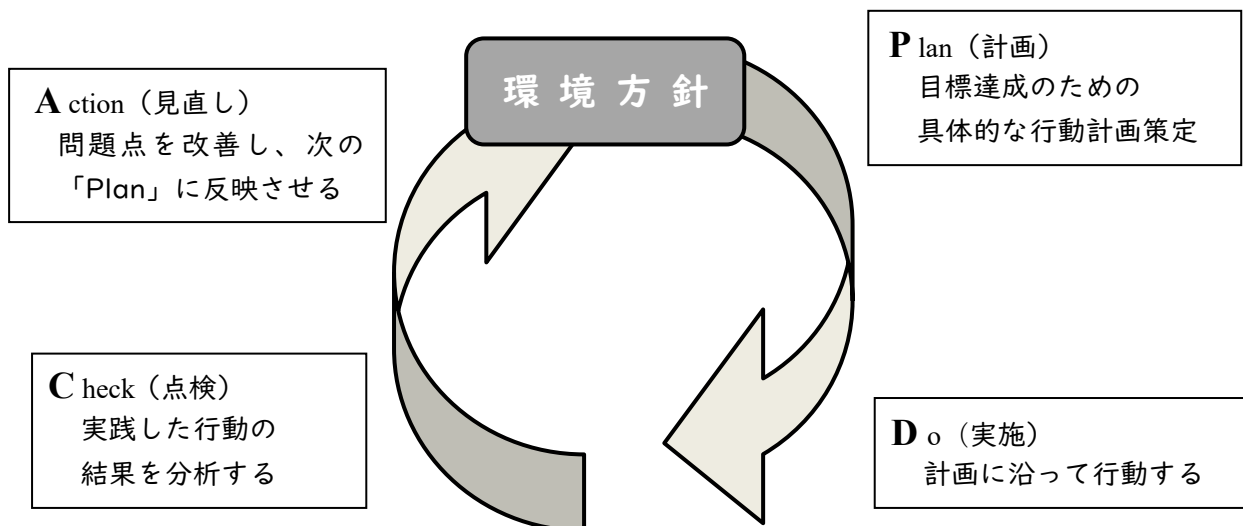
温室効果ガスを減少させるための取組みは、市民、事業者及び行政が一体となって実践する必要がありますが、まずは、私たち職員が率先してこの問題に取り組むことにより、市民や事業者に対し自主的で積極的な行動を促すことになると考えられます。

そして、この取組みの効果を上げるためには、結果を定期的に点検、分析し、問題があれば見直しをして新たな取組みをするという継続的な改善が必要となるのです。

### 1-2 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムとは、組織が活動する中で発生する環境影響の中でも、著しく環境に影響を与える有益な側面、有害な側面を抽出し、体系的に管理する仕組みです。

環境マネジメントシステムを体系的に管理する PDCA サイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:点検、Action:見直し)を効果的に活用することで、環境パフォーマンスを継続的に改善することができます。

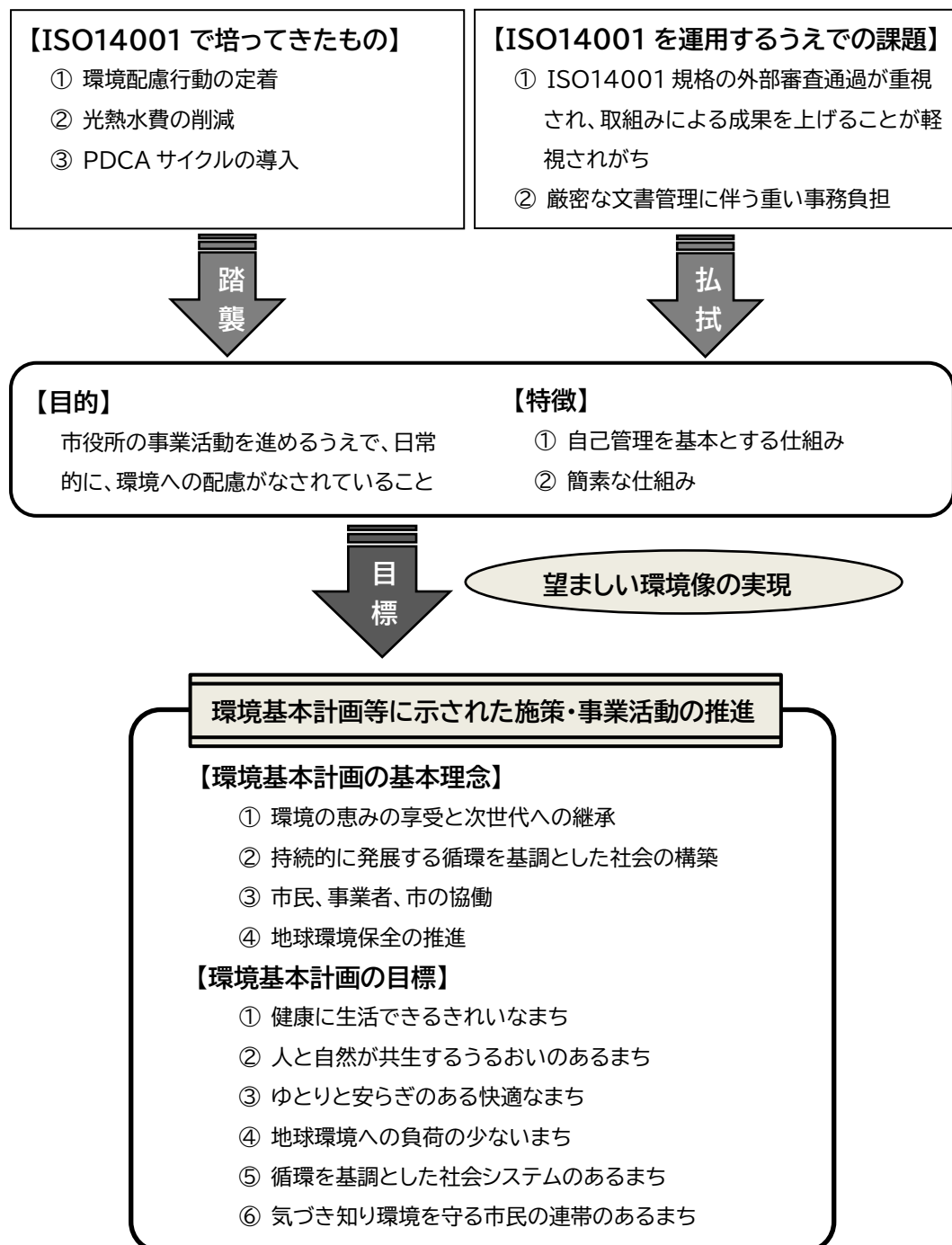


### 1-3 やまと EMS とは

大和市では、平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して運用してきましたが、職員の環境に対する意識の向上など一定の成果を得ることができたことから、更なるステップアップを目指し、平成 20 年 4 月から大和市独自のシステムである「やまと EMS」に移行しました。

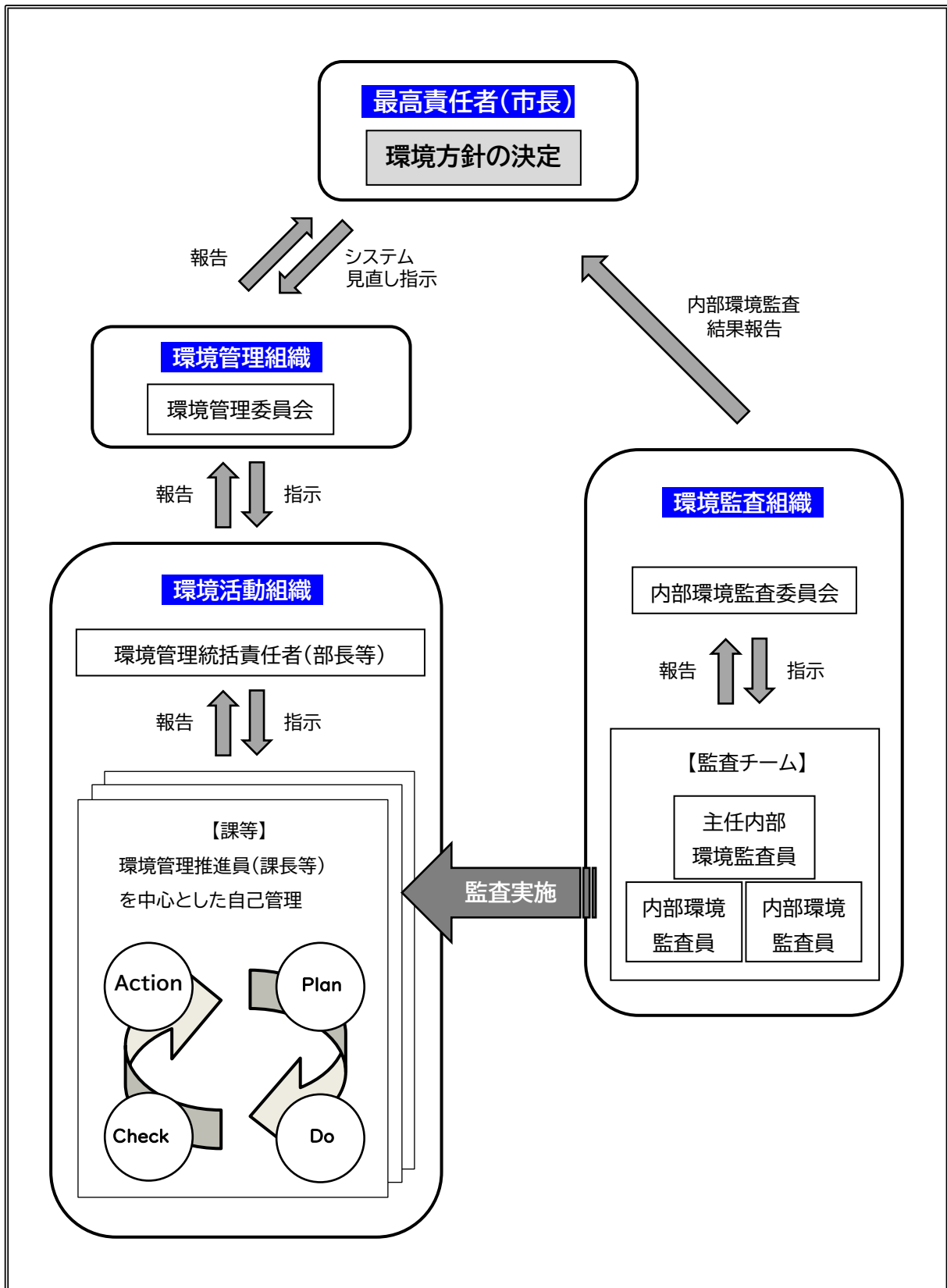
「やまと EMS」は、ISO14001 で培ってきた環境に配慮する取組みなどを踏まえつつ、市役所の事業活動を進めるうえで、環境への配慮が日常的になされている状態を実現することを目指しています。

#### やまと EMS が目指すもの



# 1-4 やまと EMS の運用フロー

やまと EMS の運用フローは次のとおりです。

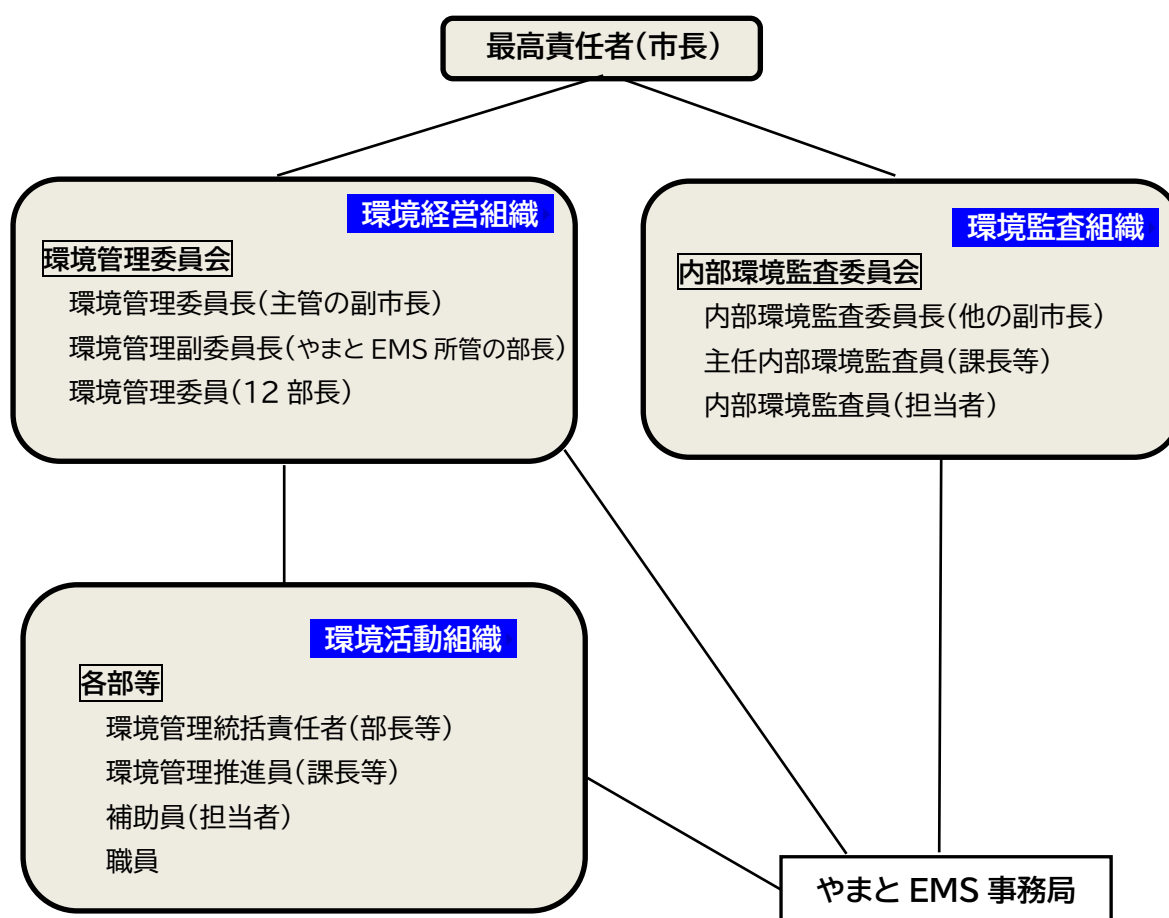


## 2 推進体制

やまと EMS の対象職員と対象施設は次のとおりです。

対象職員	全職員（会計年度職員、再任用職員、任期付職員、非常勤特別職含む）
対象施設	全施設（ただし、小中学校、市立病院の診療部門、消防の消火活動及び指定管理者が管理する施設は除く）

やまと EMS の推進体制は次のとおりです。



※やまと EMS 事務局は、環境管理委員会及び内部環境監査委員会の事務局を兼ねます。

やまと EMS の年間スケジュールは次のとおりです。

具体的な行動（月）		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
環境経営組織	①環境管理委員会												
	②取組実績の公表												
	③最高責任者による見直し指示												
	④やまと EMS の見直し												
環境活動組織	⑤環境方針(掲示用)作成												
	⑥実践状況調査(職員)												
	⑦活動推進の取組調査(補助員)												
	⑧評価・推進調査(環境管理推進員)												
	⑨前年度取組実績の集計、報告 ※グリーン購入、LAPSS、やまとの環境												
	⑩やまと EMS に基づく活動												
	⑪報告												
	補助員 → 環境管理推進員 ※グリーン購入、LAPSS ほか												
	環境管理推進員 → 環境管理統括責任者 ※グリーン購入、LAPSS ほか												
	環境管理統括責任者 → 環境管理委員長 ※やまと EMS 事務局とりまとめ												
	環境監査組織	⑫内部環境監査											
⑬内部環境監査委員会													

### 3 方針・目標(Plan)

#### 3-1 環境方針を制定します

最高責任者は、環境に関する市の事業活動の方向性を示す「環境方針」を制定します。

環境方針は、環境に対する根本的な考え方である「基本理念」と、基本理念を実現するための行動指針である「基本方針」からなっており、必要に応じて見直しを行います。

## 環 境 方 針

### 〔基本理念〕

私たちは、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくという大きな責務を担っています。

今こそ、環境の有限性を認識することによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる、循環を基調とした社会の構築を目指し、行動しなければなりません。

このため大和市は、「大和市環境を守り育てる基本条例」を施行し、環境保全活動を推進しておりますが、市民、事業者、行政が協働して地球環境の保全を積極的に推進する姿勢を大和市から発信するため、「環境立市 大和」宣言をしました。これら条例や宣言の理念にもとづき、大和市役所環境マネジメントシステムを運用し、継続的な改善を図り、よりよい環境の保全と創造に努めます。

### 〔基本方針〕

大和市環境基本計画における望ましい環境像「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、大和市は職員自ら率先し、次の項目について重点的に展開を進めていきます。

#### 1 省エネルギー、省資源及び廃棄物の発生抑制の推進

大和市の事務及び事業活動のすべての範囲において、エネルギー・資源の使用及び廃棄物の発生の削減に努めます。

#### 2 環境に配慮した公共事業の推進

道路、下水道、公園、河川等の整備、公共施設の建設、下水や廃棄物の処理などの公共事業による環境影響の低減と環境に配慮した事業を推進します。

#### 3 地球環境を守る取組みの推進

緊急の課題である地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応と大和市の生活環境や自然環境を保全するための事業を推進します。

令和 年 月 日

大和市長

## 3-2 取組内容を確認します

### ①大和市環境配慮指針(市行政編)について

「大和市環境を守り育てる基本条例」に規定する環境配慮指針は、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動をするための指針です。

『市行政編』は、大和市や職員自らが率先し、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの推進など温室効果ガス排出量の削減を進めるものです。

「基本方針」と「具体的な取組み」項目を確認し、日ごろの環境配慮行動の実践や環境に配慮した公共事業の推進を目指します。

### ② 環境基本計画に位置付けられる各課等の役割の推進について

環境管理推進員は、環境基本計画に位置付けられる所管事業等の役割について、やまとEMS 事務局の依頼により年次報告書(やまとの環境)に掲載する数値目標、個別指標、及び市の役割についての達成状況及び取組計画等を作成し報告します。

### ③ 関係法令の確認について

環境管理推進員は、事業活動や施設管理にあたり遵守しなければならない法令等がある場合は、「環境方針(掲示用)」に記載して職員に周知し徹底を図ります。

また、必要に応じて遵守のために必要な手順書を作成するとともに、関係法令等の制定、改廃について最新の情報を収集します。

### ④ 緊急事態発生時の対応

環境管理推進員は、事故や緊急事態の発生時に、環境に影響を及ぼすと想定されるものについては、「環境方針(掲示用)」に記載して職員に周知し徹底を図ります。

また、緊急事態が発生した場合に備えて対応手順書を作成し、基本的な手順を「環境方針(掲示用)」に記載して、年1回以上の対応訓練等を実施します。

### ⑤ 温室効果ガス等の削減について

環境管理推進員は、「大和市地球温暖化対策実行計画 2022年度～2030年度版」の「第3章 事務・事業編」に定められた温室効果ガスの削減目標を達成するため、自課の事業活動等から発生する温室効果ガスについて、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム(LAPSS)」に実績値を入力して、状況を把握し、削減に努めます。

### ⑥ グリーン購入の推進

本市では、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」に基づき、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入するため、「大和市グリーン購入推進指針」を策定しています。

この指針は、毎年度末に閣議決定される「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に合わせて改訂されますので、環境管理推進員は、毎年度初めに内容を確認し、職員に対し、製品やサービスを購入する際は購入の必要性を十分に考慮し、指針に沿って購入するよう指導します。

また、グリーン購入適合品に該当する製品がない場合は、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルを参考にして、環境に配慮した製品を優先して選択し、適正な量を購入します。

## 4 実施(Do)

### 4-1 環境方針及び環境配慮指針(市行政編)に基づく行動を実践します

環境管理推進員は、「3-2 取組内容を確認します」で確認した項目を所属職員全員と共有し、皆で環境に配慮した行動を実践します。

特に、事業活動や施設管理にあたって法令等の遵守が必要な職場や、緊急事態発生時に環境に影響を与える可能性がある職場においては、関係する法令や緊急事態発生時の手順書について、改めて確認します。

### 4-2 研修等を実施します

職員が環境に対する役割や責任に応じた自覚を養い、それぞれの役割に応じた能力を身につけるため、研修等を実施します。

環境管理委員長が必要と認めた場合は、全職員を対象とする研修を実施します。

また、環境管理推進員は、年に1回以上、所属職員に対し独自に研修等を計画し、環境方針(掲示用)に記載して、実施します。

### 4-3 委託業者及び指定管理者等に対し環境配慮を要請します

環境管理推進員は、所管する施設に常駐する委託業者や施設を運営している指定管理者に対し、業務を行う際には環境に配慮すること、また、従業員に対して環境教育を実施することを要請します。

### 4-4 市民等の意見に耳を傾けます

環境管理推進員は、環境に配慮した行動を実践するにあたり、市民や事業者から意見があった場合、有益と判断する内容については速やかに改善を図ります。

### 4-5 関係文書を適正に管理します

環境管理推進員は、取組状況を確認するため実施状況進捗帳票やグリーン購入実績報告書など、必要な書類を作成し、3年間保管します。

また、関係法令等の遵守や緊急事態に対応するための手順書については、常に、最新版を作成して管理します。

## 5 点検・評価(Check)

### 5-1 環境管理推進員は、課等の取組状況を自己点検します

環境管理推進員は、やまと EMS 事務局が実施する「環境配慮指針(市行政編)の実践状況に関するアンケート調査」、及び「環境配慮指針の実践を推進するための取組みに関するアンケート調査」の結果、「実施状況進捗帳票」(LAPSS)、「グリーン購入実績報告書」について確認し、評価するとともに推進策を検討し、「取組状況の評価及び推進に関する調査」により、やまと EMS 事務局に報告します。

### 5-2 環境管理委員会が確認します

やまと EMS 事務局は、半期ごとに環境管理推進員から報告される各課等の取組状況を取りまとめ、1 年分を環境管理委員会に報告します。

### 5-3 内部環境監査を実施します

やまと EMS が適切に維持、運用されているか、また、取組みの成果が十分に上がっているかを確認し、継続的な改善につなげることを目的として、内部環境監査チームによる監査を実施します。各監査チームの監査結果については、内部環境監査委員会において審議を行い、その結果を最高責任者に報告します。

### 5-4 大和市役所の事務・事業に係る温室効果ガス排出量及び環境基本計画年次報告書を公表・報告します

やまと EMS 事務局は、各部署の LAPSS への実績入力を受けて、データを集計し、大和市役所の事務・事業に係る温室効果ガス排出量をホームページ上に公表し、国の「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び県の「地球温暖化対策推進条例」に基づき、毎年度、国と県に報告します。

また、やまと EMS 事務局は、環境基本計画年次報告書(やまとの環境)を作成し、環境審議会に報告後、ホームページ上に公表します。

## 6 見直し(Action)

### 6-1 最高責任者の指示を新たな目的、目標及び活動に反映させます

最高責任者は、環境管理委員長から報告される各課等の取組状況と目標の達成状況及び内部環境監査委員長から報告される内部環境監査の結果を受けて、やまと EMS の継続的改善を図るために必要な見直しの指示を出します。

### 6-2 活動を振り返り、新たな目的、目標及び活動に反映させます

環境管理推進員は、やまと EMS 事務局が実施した調査結果や LAPSS から出力された「実施状況進捗帳票」等により 1 年間の活動状況を振り返るとともに、最高責任者から出された見直しの指示及び内部環境監査を受けた場合は、その結果を踏まえ、新たな取組項目とその目標を決定します。

※やまと EMS の継続的改善を図るためには、振り返りによる見直し(Action)が、必ず次の計画(Plan)に反映されなければなりません。

PDCA サイクルを効果的に活用するうえで、一番重要な作業となります。

## 1 最高責任者(市長)

### 【役割】

やまと EMS の最高責任者として、システムの維持及び継続的改善を図るため、環境管理委員長や内部環境監査委員長からの報告を受け、必要な見直しを行います。

### 【具体的な行動】

#### ① 「環境方針」を制定します

やまと EMS により実現したい基本理念と、これを実現するための姿勢や考え方を示す基本方針を「環境方針」として制定します。

また、必要と判断した場合は、「環境方針」を改定します。

#### ② 内部環境監査員を任命します

各環境管理統括責任者が推薦する職員について、内部環境監査を担当する主任内部環境監査員及び内部環境監査員に任命します。

#### ③ やまと EMS の見直しを指示します

内部環境監査の結果及び各課等の取組状況を確認し、必要に応じて、やまと EMS の継続的改善のための見直しを指示します。

### 【年間スケジュール】

具体的な行動	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 「環境方針」の制定・改訂													
② 内部環境監査員の任命													
③ やまと EMS の見直しを指示													

◆ Ⅱ ◆ 組織マネジメント(環境経営組織)

2 環境管理委員長(主管の副市長)

【役割】

環境管理委員長は、環境管理委員会の会務を総理し、委員会を代表して、やまと EMS を総合的に推進します。

【具体的な行動】

① 「やまと EMS ガイドライン」を制定します

やまと EMS の活動の根拠となる「やまと EMS ガイドライン」を制定し、必要に応じて改訂を行います。

また、「やまと EMS ガイドライン」を補足するため、「やまと EMS ハンドブック」を制定し、必要に応じて改訂します。

② 環境に関する研修を実施します

職員が環境に対する役割や責任に応じた自覚を養い、それぞれの役割に応じた能力を身につけるため、次の研修を実施します。

ア)環境研修：全職員を対象

イ)新採用職員研修：新採用職員を対象

③ 環境管理委員会を開催します

④ 環境管理委員会を招集して、次の事項を審議します。

ア)やまと EMS の見直しのための資料作成

各課等からの活動報告に基づき、やまと EMS の見直しのための資料を作成して、最高責任者に提出します。

イ)最高責任者の指示により、やまと EMS を見直します

最高責任者がやまと EMS の見直しが必要と判断した場合、再度、環境管理委員会を開催し、見直し案を検討します。

検討した結果については、最高責任者の承認を得た後、職員に周知します。

【年間スケジュール】

具体的な行動	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 「やまと EMS ガイドライン」の制定・改訂													
② 環境研修の実施													
ア)環境研修													
イ)新採用職員研修													
③ 環境管理委員会の開催													
ア)やまと EMS の見直しのための資料作成													
イ)やまと EMS の見直し													

◆ II ◆ 組織マネジメント(環境経営組織)

3 環境管理副委員長(やまと EMS 所管の部長)、環境管理委員(12 部長)

【環境管理委員】

環境管理委員は次の表のとおりです。

環境共生部長（副委員長）	
市長室長	未来政策部長
総務部長	市民経済・にぎわい創出部長
健幸・スポーツ部長	あんしん福祉部長
こども部長	まちづくり部長
市立病院事務局長	議会事務局長
教育部長	消防長

【役割】

環境管理副委員長は環境管理委員長を補佐し、環境管理委員長に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代理します。

環境管理委員は環境管理委員会を構成し、やまと EMS に関する課題について審議します。

【具体的な行動】

① 環境管理委員会を開催し、環境活動組織の取組結果を審議します

各課等から提出された 1 年間の取組結果について審議し、次年度の取組内容や目標について提言を行います。

② やまと EMS の見直しを審議します

最高責任者から、やまと EMS の継続的改善のために必要な見直しの指示があった場合、環境管理委員会において必要な審議を行います。

③ 「やまと EMS ガイドライン」の改訂を審議します

やまと EMS の見直しに伴い、「やまと EMS ガイドライン」及び「やまとハンドブック」の必要な改訂を審議します。

【年間スケジュール】

具体的な行動	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 取組結果を審議													
② やまと EMS の見直しを審議													
③ やまと EMS ガイドラインの改訂を審議													

◆ II ◆ 組織マネジメント(環境活動組織)

4 環境管理統括責任者(部長等)

【役割】

環境管理統括責任者は、自身が所管する部内等における環境活動の責任者として、やまとEMS の取組状況を統括管理します。

【具体的な行動】

① 各課等の取組状況について報告を受けます

半期毎に、各環境管理推進員から報告される取組状況を確認し、必要な指示を出します。

② 主任内部環境監査員及び内部環境監査員を推薦します

内部環境監査委員長の依頼に基づき、主任内部環境監査員及び内部環境監査員の候補者を推薦します。

【年間スケジュール】

具体的な行動	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 取組項目、目標の確認		■											
② 取組状況について報告							■						■
③ 主任内部環境監査員等の推薦					■								

## 5 環境管理推進員(課長等)

### 【役割】

環境管理推進員は、自身が所管する課等内における環境活動の責任者として、やまと EMS の取組状況を管理します。

### 【具体的な行動】

#### ① 補助員を選定します

業務の補佐役として、課等内から補助員を 1 名選定し、やまと EMS 事務局に報告します。

#### ② 環境方針(揭示用)の作成と環境配慮指針等の取組項目を周知・徹底します

課等の職員に、環境配慮指針(市行政編)の確認を指示するとともに、関係環境法令、研修計画、緊急事態発生時の対応、グリーン購入の推進(様式に記載済み)について環境方針(揭示用)に記載し、周知を徹底します。

環境方針、環境配慮指針(市行政編)、環境基本計画、及び前年度の環境活動結果を踏まえて、各課等の状況に適した取組みを指示します。

#### ③ 「大和市グリーン購入推進指針」を確認します

「大和市グリーン購入推進指針」の内容について、前年度との変更点を確認して職員に周知し、製品やサービスの購入にあたっては、その必要性を十分に考慮し、指針に沿って購入するよう職員に指示します。

また、グリーン購入適合品に該当する製品がない場合は、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルを参考にして、環境に配慮した製品を優先して選択するよう指示します。

#### ④ 一般研修等を実施します

所属職員が、環境活動に対する理解を深め、やまと EMS の円滑な運用を図ることを目的として、年 1 回以上、環境に関する一般研修等を実施します。

#### ⑤ 委託業者等に対し、環境配慮を要請します

所管する施設に常駐する委託業者や施設を運営している指定管理者に対して、やまと EMS の概要を説明し、業務を行う際の環境配慮及び従業員に対する環境教育の実施を要請します。

#### ⑥ 緊急事態発生時の対応訓練を実施します

事故や緊急事態の発生時に、環境に影響を及ぼすと想定されるものについては、環境方針(揭示用)に記載して、いざというときに備えます。

また、緊急事態が発生した場合に備えて対応手順書を作成し、年 1 回以上の対応訓練を実施します。

なお、緊急事態が発生した場合には、緊急事態対応記録を作成し、環境管理委員長及びやまと EMS 事務局に報告します。

⑦ 取組状況を確認、評価し、環境管理統括責任者に報告します

半期ごとに補助員から報告される「実施状況進捗帳票」(LAPSS)及び「グリーン購入実績報告書」について、取組状況を確認・評価し、環境管理統括責任者の確認と必要な指示を受け、やまと EMS 事務局に提出します。

また、取組状況の評価及び必要な推進策を検討し、やまと EMS 事務局の調査により報告します。

⑧ 環境基本計画の年次報告をします

環境基本計画に位置付けられる所管事業等の役割について、やまと EMS 事務局の依頼により年次報告書(やまとの環境)に掲載する数値目標、個別指標、及び市の役割についての達成状況及び取組計画等を作成し報告します。

⑨ 内部環境監査を受検します

2年に1度、内部環境監査チームによる監査を受検します。

監査が円滑に進むよう、監査チームからの要求事項には協力的に対応します。

⑩ 内部環境監査での講評を踏まえた措置を講じます

監査において監査員から受けた講評を踏まえ、必要な推進策を内部環境監査チームに報告し、今後の取組みに反映します。

【年間スケジュール】

具体的な行動	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 補助員の選定													
② 取組項目の周知・徹底													
③ グリーン購入指針の確認													
④ 一般研修の実施	(随時)												
⑤ 委託業者等に対し、環境配慮を要請													
⑥ 緊急事態発生時の対応訓練実施	(随時)												
⑦ 取組状況の評価、統括責任者への報告													
⑧ 環境基本計画年次報告													
⑨ 内部環境監査の受検													
⑩ 内部環境監査での講評を踏まえた措置													

## 6 補助員(担当職員)

### 【役割】

補助員は、環境管理推進員の補佐役として、課等内におけるやまと EMS の実務を担います。

### 【具体的な行動】

#### ① 取組にあたって必要な資料を収集します

年度当初、環境管理推進員が環境方針(掲示用)を作成するために必要な資料を収集し、提供します。

#### ② 課等の職員の環境配慮行動等の活動を推進するための取組みを行います

課等の職員が環境配慮行動を実践しやすい環境を整えるため、環境管理推進員と相談して活動の推進のための取組みを行います。

また、やまと EMS 事務局が実施する調査により、取組みと取組みの効果について報告します。

#### ③ 一般研修の実施を補佐します

環境管理推進員が年 1 回以上実施する、環境に関する一般研修に必要な資料作成等の実務を担います。

#### ④ 緊急事態発生時の対応訓練を補佐します

事故や緊急事態の発生時に、環境に影響を及ぼすと想定されるものについて実施する対応訓練を補佐します。

また、必要に応じて、緊急事態が発生した場合の対応手順書を改訂し、環境管理推進員の承認を得ます。

#### ⑤ 取組状況を環境管理推進員に報告します

LAPSS に実績値を記載・入力します。

半期ごとに、LAPSS「実施状況進捗帳票」を環境管理推進員に報告し、目標の達成状況の評価を受けます。

グリーン購入については、半期ごとに報告し、環境管理統括責任者に目標の達成状況について評価を受けてシートを完成させます。

#### ⑥ 内部環境監査を受検します

内部環境監査の受検にあたり、監査が滞りなく進むよう日程や受検場所の調整、関係書類の確認等を行います。

また、監査における講評に基づき必要な推進策を検討します。

【年間スケジュール】

具体的な行動	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 取組に必要な資料収集													
② 活動の推進のための取組み													
③ 一般研修の実施補佐	(随時)												
④ 緊急事態発生時の対応訓練補佐	(随時)												
⑤ 取組状況の報告													
⑥ 内部環境監査の受検													

◆ Ⅱ ◆ 組織マネジメント(環境監査組織)

7 内部環境監査委員長(他の副市長)

【役割】

内部環境監査委員長は、内部環境監査委員会の会務を総理し、会を代表します。

内部環境監査委員長に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代理するため、内部環境監査副委員長を主任内部環境監査員から1名選任します。

【具体的な行動】

① 内部環境監査委員候補者の推薦を依頼します

任期満了や人事異動に伴い生じた欠員分を補充するため、欠員の生じた選出部門の環境管理統括責任者に対し、候補者の推薦を依頼します。

② 主任内部環境監査員及び内部環境監査員の任免を内申します

環境管理統括責任者から推薦された候補者について、主任内部環境監査員及び内部環境監査員に任命するため、最高責任者に内申します。

③ 内部環境監査委員会を開催します

内部環境監査を実施するにあたり、主任内部環境監査員及び内部環境監査員を招集し、第一回内部環境監査委員会を開催します。

内部環境監査委員会では、主任内部環境監査員1名と内部環境監査員2名で構成する監査チーム10チームで、チームごとに監査計画を策定してもらい、計画に基づき監査を実施するように指示します。

また、内部環境監査終了後、第2回内部環境監査委員会を開催して各チームから結果報告を受けます。

④ 内部環境監査結果を最高責任者に報告します

やまとEMSの継続的改善のための見直しに資するため、内部環境監査委員会で報告を受けた監査結果をまとめ、最高責任者に報告します。

【年間スケジュール】

具体的な行動	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 内部環境監査委員候補者の推薦依頼													
③ 内部環境監査員の任命													
④ 内部環境監査委員会の開催													
⑤ 内部環境監査の結果を最高責任者へ報告													

◆ II ◆ 組織マネジメント(環境監査組織)

8 主任内部環境監査員(課長等)、内部環境監査員(担当職員)

【役割】

主任内部環境監査員 1 名及び内部環境監査員 2 名で構成する監査チームにより、内部環境監査を実施します。

【具体的な行動】

① 内部環境監査計画を策定します

内部環境監査委員会において、内部環境監査委員長から監査計画策定の指示を受けた後、被監査部署と日程調整をして監査計画を策定します。

② 内部環境監査を実施します

策定した監査計画に基づき、監査を実施します。

監査実施にあたっては、事前にチーム内で確認すべき事項等を話し合い、活動の成果等を評価し、講評を伝えます。

講評を受けて被監査部署から今後の取組方針について報告があった場合は、意見等を伝えます。

③ 内部環境監査結果を報告します

監査結果は監査報告書にまとめ、被監査部署の確認を受けた後、内部環境監査委員会に報告します。

【年間スケジュール】

具体的な行動	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 内部環境監査計画の策定													
② 内部環境監査の実施													
③ 内部環境監査結果の委員会報告													

【役割】

やまと EMS の円滑な運用を図るため、次の業務を担います。

【具体的な業務】

1. 環境経営組織の事務局

① 「やまと EMS ガイドライン」(案)を作成します

「やまと EMS ガイドライン」及び「やまと EMS ハンドブック」を制定、改訂するための原案を環境管理委員会に提出します。

② 環境に関する研修の実施案を作成します

環境管理委員長が実施する環境研修の実施案を作成し、環境管理委員長の承認を得て実施します。

③ 環境管理委員会の事務を担います

ア)環境管理委員会で審議するため、各課等の活動報告を資料としてまとめます。

イ)最高責任者から、やまと EMS の見直しの指示があった場合、環境管理委員会で審議するための見直し案を作成します。

ウ)年間の活動結果をまとめ、ホームページ等で公表します。

エ)やまと EMS に関する外部からの問い合わせ等に対応します。

2. 環境監査組織の事務局

① 内部環境監査員の内申書を作成します

環境管理統括責任者が推薦する候補者について、主任内部環境監査員及び内部環境監査員に任命するための内申書を作成します。

② 内部環境監査委員会の事務を担います

ア)内部環境監査委員の任命式及び内部環境監査委員会の開催の日程調整を行います。

イ)監査チームが作成した内部環境監査報告書を取りまとめ、内部環境管理委員会に報告します。

ウ)内部環境監査委員会の審議結果を最高責任者に報告するための資料を作成します。

③ 監査チームの活動を支援します

各監査チームの監査が問題なく実施できるように、事前準備の段階から報告書の作成まで、必要に応じてサポートします。

### 3. 環境活動組織の事務局

#### ① グリーン購入推進指針を策定します

毎年度末に閣議決定される「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に合わせて「大和市グリーン購入推進指針」を改訂し、新年度の指針として周知します。

#### ② 取組を周知・徹底するよう依頼します

年度当初、環境配慮指針(市行政編)の確認とともに、関係環境法令、緊急事態発生時の対応、グリーン購入の推進について、環境方針(掲示用)に記載し、周知を徹底するよう依頼します。

また、環境基本計画に位置付けられる各課等の所管事業等の役割について、数値目標、個別指標、及び市の役割について確認するよう依頼します。

#### ③ やまと EMS の運用状況を確認します

上半期終了時、各課等の上半期の運用状況をチェックするため、グリーン購入実績報告書の提出と LAPSS への入力を求めます。

また、各課等の職員に「環境配慮指針(市行政編)の実践状況に関するアンケート調査」を実施し、結果を各課等へ情報提供します。

補助員に「環境配慮指針の実践を推進するための取組みに関するアンケート調査」、及び環境管理推進員に調査結果を踏まえた「取組状況の評価及び推進に関する調査」を実施します。

#### ④ 各課等の 1 年間の活動の成果を確認します

年度終了時、各課等の活動結果を確認するため、グリーン購入実績報告書の提出及び、LAPSS への入力、環境基本計画の数値目標・個別指標・市の役割の実績等についての報告を求めます。

また、各課等の職員に「環境配慮指針(市行政編)の実践状況に関するアンケート調査」を実施し、各課等へ情報提供します。

補助員に「環境配慮指針の実践を推進するための取組みに関するアンケート調査」、及び環境管理推進員に調査結果を踏まえた「取組状況の評価及び推進に関する調査」を実施します。

提出された活動結果を取りまとめ、環境管理委員会に報告します。

#### ⑤ その他、やまと EMS の円滑な運用に必要な事務を担います

ア) 環境管理推進員の求めに応じて、一般研修に必要な資料を提供します。

イ) 組織全体で共有すべき環境に関する情報を提供します。

## ◆ Ⅲ ◆ 内部環境監査

### 1 内部環境監査の概要

#### 【監査の目的】

内部環境監査は、各課等が事業活動を進めるうえで、やまとEMSの規定に従い、環境への配慮が日常的になされていることを確認するとともに、監査の結果に基づいて見直しを行い、やまとEMSの継続的改善を図ることを目的として実施します。

#### 【監査の対象】

やまとEMSの対象となる全ての職員と全ての施設とします。

※小中学校、市立病院の診療部門、消防の消火活動及び指定管理者が管理する施設は除きます。

※毎年度、全部署の約半数の課等を対象として監査を実施しますので、各課等は、原則として隔年で監査を受けることとなります。

#### 【監査の実施者】

内部環境監査は、主任内部環境監査員(課長級)と2名の内部環境監査員(担当者)で構成する監査チームが実施します。

※主任内部環境監査員及び内部環境監査員は、各部等からの推薦を受け、最高責任者から任命されます。

#### 【監査の内容】

内部環境監査は、「環境配慮指針の実践状況」「環境基本計画の取組状況」「エネルギー等の削減状況」「グリーン購入の実施状況」の評価と推進策が適切かについて、点検、評価を行い、活動の成果を確認します。

#### 【監査の結果】

監査チームは、監査終了後、内部環境監査報告書を作成し、被監査部署及びやまとEMS事務局に報告します。

やまとEMS事務局は、提出された報告書を取りまとめ、内部環境監査委員会に報告します。

#### 【最高責任者への報告】

内部環境監査委員会では、提出された内部環境監査報告書を審議し、内部環境管理委員長の承認を受けたうえで、最高責任者に報告します。

## ◆ Ⅲ ◆ 内部環境監査

### 2 監査の準備と実施

具体的な行動 (月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 内部環境監査員の候補者として推薦されます												
② 最高責任者から任命されます												
③ 監査計画を策定します												
④ 被監査部署に通知します												
⑤ 監査の準備をします												
⑥ 監査を実施します												
⑦ 監査結果をとりまとめます												
⑧ 監査結果を最高責任者に報告します												

#### ① 内部環境監査員の候補者として推薦されます

主任内部環境監査員及び内部環境監査員の候補者は、各部等から推薦されます。任期は2年とし、再任は妨げません。各部等の環境管理統括責任者は、候補者の選出にあたり、一つの課等に著しく負担が偏ることのないよう留意します。任期中に人事異動があった場合は、原則として転入先の内部環境監査員を務めます。

なお、やまとEMS事務局が所属する課からは、候補者を選出しません。

#### ② 最高責任者から任命されます

候補者は、最高責任者から主任内部環境監査員又は内部環境監査員として任命されます。

#### ③ 監査計画を策定します

主任内部環境監査員及び内部環境監査員で構成される監査チームは、監査の対象となる被監査部署と調整し、監査日程等を決定します。

#### ④ 被監査部署に通知します

監査チームは、監査を実施する14日前までに、監査チームの主任内部環境監査員名で、被監査部署の環境管理統括責任者あてに日程等を通知します。

#### ⑤ 監査の準備をします

監査チームは、監査当日までに、被監査部署の活動実績の記録(実施状況進捗帳票 (LAPSS) や、グリーン購入実績報告書、環境基本計画年次報告書(やまとの環境)、やまとEMS事務局が実施した調査)を確認し、チェックリスト等を用いて、監査当日にヒアリングすべき項目等を準備します。

被監査部署の活動実績の記録は、やまとEMS事務局がとりまとめたものを利用するほか、被監査部署に直接提示を求めることができます。

## ⑥ 監査を実施します。

監査チームは、監査当日、被監査部署を訪問し、監査を実施します。まず、監査範囲や監査事項の概要を被監査部署等に説明し、合意を得た上で、次の流れで監査を進めていきます。

### (1) 質問及び記録等のチェックをします

チェックリストに基づき質問します。また、適宜、参考となる記録の提示を求めます。特に、活動の成果が出ていない場合は、手順書や研修の内容等を確認し、原因を究明していきます。

### (2) 職員から聞き取りをします

適宜、職員に話を聞き、課等の業務に即した活動の成果が出ているか確認します。課等の取組事項の周知方法や、環境配慮指針の実践状況、エネルギーの使用状況、グリーン購入の実績、環境基本計画指標等の結果や今後の取組み方針等に関する自課の評価や対策を中心に質問をします。

### (3) 現地調査をします

必要に応じて、被監査部署の執務室や施設内の現地調査を行い、聞き取った内容と照らし合わせて確認します。

### (4) 対応状況について講評を伝えます。

活動の成果や、対応状況、推進策について、講評を伝えます。

### (5) 講評に対する対応を求めます。

監査結果は、監査報告書に記載し、記載内容の確認と必要に応じて、被監査部署に今後の対応方針の記載を求めます。

## ⑦ 監査結果をとりまとめます

監査チームは、監査終了後14日以内に「内部環境監査報告書」を作成し、被監査部署及びやまとEMS事務局に報告します。(報告は、監査チームの主任内部環境監査員名で、被監査部署の環境管理統括責任者あてに行います。)

なお、被監査部署は、講評を受け必要に応じて「今後の取組方針等」を事前に記入し、監査チームへ報告します。

## ⑧ 監査結果を最高責任者に報告します

やまとEMS事務局は、全ての監査チームの監査報告書を取りまとめ、全体の監査報告書を作成します。

この監査報告書を、主任内部環境監査員と内部環境監査員が出席する内部環境監査委員会において報告し、内部環境監査委員長の承認を得た後、最高責任者に報告します。



編集 大和市役所 環境共生部  
環境総務課 地球環境係  
(内)5493  
ems@city.yamato.lg.jp